

平成26年度第1回米子市文化財保護審議会議事録概要

- 日 時 平成26年11月10日（月曜日） 9時30分から12時00分
- 場 所 米子市役所第2庁舎3階会議室
- 出席者 （委員） 小原顕会長、田中秀明副会長、浅井秀子委員、神谷要委員、
喜多村理子委員、鷺見寛幸委員、畠中弘委員、丸山柚美委員
（事務局）岡課長、下高課長補佐、福田主事、中原主事、杉谷主事
- 内 容 ・挨拶（岡）：会議趣旨説明
・議事

1. 議事

（1）米子市文化財の指定候補について

①和田町のハマナスについて

（事務局説明）

- ・新聞に掲載されたが、以前から和田町にハマナスが自生しているのではとの指摘がある。数年前、元県立博物館の清末先生らが調査され自生ではとの話があった。
- ・三柳海岸など他2ヶ所のハマナスは植栽されたものと確認されている。
- ・自生のハマナスは、自生と確認できれば手立てを打ちたい。科学分析で自生を判断するのは難しいと聞く。今冬から地元へ聞き取り調査し、学術的成果と合わせて指定を判断したい。

（補足説明：鷺見委員）

- ・鳥取市の白兔海岸と大山町の松河原の県内2ヶ所がハマナス自生地として国の天然記念物に指定されている。白兔の群落は20年前から変化無し。大山町の群落は30年前、柵で保護されていた立派な群落だったが、護岸ができてから絶滅が危惧されている。付近に植栽された第2の群落は良好な状態。
- ・和田のハマナスは若干帰化植物が入るが立派な群落。生育状況も良好で群落として存続する。5年前の調査で自生、植栽の判別ができなかった。聞き取り調査で自生が確認できたら立派な市の文化財となる。
- ・南限のハマナスとして白兔、松河原、和田の3ヶ所が国の天然記念物に指定されてもよいと考える。

（質問等）

神谷：遺伝子調査しないのか。

下高：視野に入れてみたい。それからハマナスが指定されると荒らす人がでて困るという地元の懸念がある。指定で保護が図れる旨の地元説明が必要。

鷺見：松河原の群落は保護柵と看板があり中に入れない。指定で柵や看板も設置でき保護するのに良い。

田中：白兔と中山が南限、鳥取県の東から西まで南限地が2ヶ所もある意味とは。島根県には自生地は無いのか。

鷺見：県内でも南限について議論があったと思う。どちらも日本の南限地を謳っている。和田が県内の南限と思うが含まれば3ヶ所で南限となるのでは。島根県では確認されていない。

田中：(南限ラインが) 太い線でということか。

鷺見：本来は一箇所であるべきと思うが。

田中：生き物なのでそのような訳にもいかないのだろうが。

下高：島根県の群落がネットに掲載されているのでその状況も今後調べたい。

鷺見：正式に自生地として確認されていない。

下高：珍しいハマナスの群落は貴重なので南限にこだわらず希少植物の群落として考えてよいと思う。

畠中：掲載されたのは何新聞の何月何日か。

下高：日本海新聞。

田中：日付は2014年9月2日。

②青木神社のスダジイ、北平神社のムクノキについて (報告)

青木神社のスダジイについて

- ・当初スダジイの巨木林としたが、現地確認でその他の珍しい巨木が多いと指摘を受けたため社叢として指定を検討したい。
- ・市史の記録では、市内に73本ある2m以上のスダジイのうち、最大のものを含め10本が青木神社に集まる。
- ・市内最大の杉の他、モミジ、アオハダ、タブを含み、サカキ、ツガ、イチイなど本来大きくなならない種の巨木も存在する。市史調査は2m以上のみ対象で当時は対象外。
- ・樹木の位置図を作成し、次回の審議会で社叢、スダジイ林どちらとするか諮りたい。

北平神社のムクノキについて

- ・対象地が国有地と判明。財務省は払い下げか地元との管理契約を希望。国と地元の交渉後、指定にかかりたい。

③その他の天然記念物について (報告)

- ・行者山のヤマモモ自然林について、暖地性で県内では珍しく、県境に群生している。地元が熱心に管理し、米子市ふるさとづくり支援交付金事業を活用し歩道整備も実施。地元の気運も高く資料が揃えば報告する。
- ・岡成のヤマモモは県内最大級の樹木で、植えられたものだが所有者の承諾が得られ

れば指定したい。

- ・梅翁寺の菩提樹について、樹種が希少な巨木。創建から300年以上の樹齢が推定される。
- ・梅翁寺、大神山神社、諏訪神社、和田御崎神社のナギの木について、暖地性で希少な巨木。神木、霊木と意識され、樹齢300から500年。寺社の創建時のものと推定され、信仰との関わりが注目される。
- ・潮止め松について、数年前の大雪で最大規模の1本が倒れたが、他11本は鳥大医学部所有。車、学生の通行量が多く医学部が管理に危惧しており、落下防止の対策を希望。現状変更を伴うが安全と保護を図れる工法を医大と協議する。

④貴布祢神社の石像狛犬について

(事務局説明)

- ・県の狛犬の悉皆調査で貴布祢神社の石像狛犬が県内最古と判明。神社御改帳に記載され、文献からも古さが証明される。県立博物館の調査も済んでおり市指定を検討。
- ・出雲の影響が少なく、技法、作風、形態の独自性が高い。石材は地元観音寺、戸上の凝灰岩の可能性。来待石製流行前の古段階のもの。
- ・石工「戸上武助」の名は大篠津の諏訪神社の灯籠にもあり、当時の人の流れを読み取れる歴史的な要素を含む。
- ・右の開口の獅子の顎、背中や腹の一部が剥落し緊急性が高い。

(質問等)

田中：どこに独自性があるか知りたい。「戸上武助」の作品は他にないか。東部で「川六」がいろいろ作っていたが調査する方法はないか。独自性があり優秀なものなら一括して作品を追いかけるのも必要かと思う。

杉谷：それは指定した後にも。指定により興味を持つ人が増え、研究も進んでいくと思う。

田中：他にもある可能性はないか。狛犬も。

杉谷：今回は県内最古の紀年銘を有すこと、作風などの要素を集約していることであげた。青谷の「川六」の作品全てが指定されていないように、存在しても指定は別の問題と考える。

喜多村：狛犬について県立博物館で県内の悉皆調査をしているので、他に残っていれば県で把握しているのでは。県の内容を確認し判断したほうがよい。

浅井：この資料は県内最古ということで県立博物館が調査しているが、あえて市の指定になるのか。県の指定ではないか。

下高：県の集成ができたばかりなので、県が指定に向かうか今後相談しなければと思う。市指定をかけ、県指定に格上げする方法も考えており県と詰めていきたい。名称は狛犬でよいか。

喜多村：木造狛犬についても、昔は狛犬だったが今は木造獅子になっている。国や県の動向を追ってはどうか。かつて狛犬と呼んだが今獅子と呼ぶところもある。

下高：一般的に両方狛犬と呼んでしまうが、向かって右獅子、左狛犬が基本か。

喜多村：そうだ。東京国立博物館の展示で片方残るものが獅子となっていた。片方だけ指定の場合もあるので。

下高：最近、狛犬でなく獅子・狛犬の表現をよく見る。名称の資料を揃えたい。徒然草や枕草子は獅子・狛犬と区別するが、江戸時代から狛犬と呼ぶようになる。

喜多村：当初の国指定の仕方は狛犬。近年、片方残るものもあり獅子・狛犬となっている。

杉谷：昔の定義で製作しないので区別が難しい。改帳にも石の唐獅子と記す。当時の認識は獅子。現在は変わってきている。

下高：今日見ていただくので、ご指摘を踏まえ今後の方針を相談させていただく。

⑤木造狛犬について

(事務局説明)

- ・ 現在確認したものは八幡神社、三輪神社、日吉神社、佐陀神社、新印神社等 7 社。
- ・ 八幡神社のものは中世末から近世初頭のものだと判明。
- ・ 三輪神社のものは中世に遡るが、荒廃した社殿にあったのを江戸初期に現在地に移したとの伝承があり痛みが酷い。表面が剥離し表情が見えないが、針葉樹を使用。目鼻、髭等の彫りの様子を読み取れる。
- ・ 昭和 6 2 年に県中部の木造狛犬が県指定を受けたが、それ以前も以降も西部で指定されていない。
- ・ 日吉神社のものは木造に紙を貼り着色したもので年代不明。表情豊かで独自性、形態等を含め集成し評価できればと考える。猿にも見え、日吉神社の神の使いである猿に因むものなら歴史的な意味を持つと思う。
- ・ 佐陀神社の紙貼り着色の狛犬は小ぶりで作風も雑、時代も新しい。
- ・ 紙貼りの木造狛犬について指定に関わらず普及状況等を含め検討課題。
- ・ 新印神社のものは非常に新しく単純な形態で参考に留める。
- ・ 県指定の対象外で価値ある八幡神社、三輪神社の 2 件の市指定を検討したい。

(質問等)

なし

⑥八幡神社の木造神像について

(事務局説明)

- ・ 関西大学の長谷先生の調査で中国地方最古級と思われる立膝をついた女神坐像を含む 1 2 体と、時期不明の神像群が確認された。
- ・ 神像は女神像、男神像、不動明王、如来、観音菩薩等の神仏混交のセットで八幡神

社の信仰形態を示す。

- ・立膝について女神坐像の形態は、韓国の風習が伝来した限られた時期のもので古く希少性が高い。
- ・10世紀から12世紀の神像が含まれ、県、国指定のものと同等の古さ。盗難防止と適切な保存に向け市指定を検討したい。

(質問等)

丸山：どれが指定対象か。

杉谷：今回資料にあげたほぼ全て。全体で23、4点発見されたが、他は磨耗のため時期不明。専門の先生を交えいくつ指定するか協議が必要。近年の指定動向として寺社の神像、仏像群を一括し、寺社に類する群として捕らえる評価がある。八幡神社の場合、平安期や江戸期のもの含まれ、平安から近世に至る八幡信仰の変遷として評価できれば、歴史的意義も加えて指定したい。再度、長谷先生に評価して頂き方向付けしたい。

下高：県が彫刻等の先生による調査も予定しており、県の動向を見ながら市の方向付けを考えたい。

杉谷：県が動く場合、全県的な悉皆調査となるのですぐ指定とはならない。市が動き県指定の格上げをしなければと思う。

⑦水管橋について(報告)

- ・水道局の方針が未定であった西倉町の水管橋について、糺町のものと一緒に現地保存が決定した。水道局も指定を了承しており手続きを進めたい。
- ・水管橋は大正13年から15年にかけて、水道創設当時の工事で設置された記念碑的なもの。
- ・地下埋設の水道管を視覚的に見ることが可能。景観として愛された経緯があり、指定により町中の観光ポイントとして活用が望まれる。
- ・米子は水を売りにしており、車尾の施設が国の登録有形文化財に指定されている。指定により、水の歴史を一体的に、汲み上げから配水までのストーリーを描ける。

(2) 平成26年度前半期の文化財保護事業実施状況について

①現状変更について

- ・青木遺跡、向山古墳群、淀江台場跡の3ヶ所について、6月の市議会議員選挙に伴う候補者ポスター掲示場の設置を許可した。
- ・青木遺跡5号地の急傾斜地について、災害防止対策として来年度以降の補強工事を計画中。それに先立つ遺跡確認調査の実施のため文化庁に現状変更を申請した。10月7日付けで文化庁許可。
- ・今年度水路整備工事を予定している上淀廃寺跡について、溝の敷設に伴う現状変更

を文化庁に申請した。11月5日付けで文化庁許可。

②その他について

- ・市指定の瑞泉寺文書について、来年度に県指定へ格上げ予定。
- ・伯耆の国文化創造計画後半期に位置付けた山陰歴史館整備について、市指定の旧米子市役所の保存を進めるために耐震診断を計画。平成11年に実施した耐震診断の基準が古く、新たに診断を受け今後の建物の取扱いを検討する。整備の詳細については現在検討中。
- ・湊山球場、その他の民有地の追加指定を含めた米子城整備について、野球場の指定、公園化の具体案を検討中。
- ・オオサンショウウオについて、国交省から日野川の関の外側で確認されたとの情報があった。小さなものも確認され、関の外側での生息・繁殖の可能性が予想されるため、県と調査の必要性を協議している。最近、マイクロチップによる固体の移動や生息地確の認など新しい対応が始められている。次回詳細を報告する。
- ・セントロマントロの指定について

喜多村：民間行事の指定は特別な技術等が要件となるが、セントロマントロは新しいやり方。県も注目していたが検討中で、県東部に比べて米子地域の特色の有無を判断しかねる。イベント化しているが民俗は変容するもの。新しいやり方で継続され民俗が生きているが指定となると悩ましい。民俗文化が生きて伝承されていることがとても重要。地元で説明いただきたい。

下高：市の南部、尚徳地区で盛ん。地元の子供会行事として継承されている。技術伝承としては厳しく、民俗行事としての指定が研究課題。時間、集合場所、作業方法などの記録は2地区収集済みで、基本資料の収集を継続する。

(質問等)

田中：伯耆文化創造計画の後期計画で上淀廃寺の水路工事、追加指定地の説明板の設置、向山古墳群の整備計画があったが計画は出来ていかないのか。

下高：上淀廃寺の追加指定地と向山古墳群の整備等、伯耆古代の丘整備計画について、長者ヶ平古墳の取扱いも含めて、一旦、方向性をきちっとしたい。地震で玄門が破損した向山1号墳の修繕費も大きくなると思う。指定地に隣接する民有地に土砂が流れるなど斜面補修も必要。創造計画策定時より新たな状況が出ているので既定路線の整備を見直したい。

田中：確かに水の問題もあるが、長者ヶ平は緊急性がある。臨時の対応を考えなくてはと思う。整備計画による総合的な実施を待つのでなく危機状況にあるものの対応をお願いしたい。

下高：地権者に続けて相談させていただく。